## 行動計画具体的施策一覧

$\overline{}$							准	A		rhut	n #= n	
ĺ	ॉ百	項	佰	亩		取組状況確認	地	後		割	り振り	
節	Ī				具体的施策	2.1.2		o o	45.6	+2.5		_
ĺ	1	2	3	掲		(2018年3月現在)	状況	取	省名	部局	課	室
	1	1			・外来種(外来生物)という言葉の意味を知っている人の割合	56.4% (2017年3月)	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
	_	1			・外来生物法の内容を知っている人の割合	20.1%(2017年3月)	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
	_	2 (1)		-	国民全体、輸入業者、釣り人、子供、教育者や指導者等を対象として作成した	特定外来生物法の概要を示したパンフレットや、特定外来生物以外		継続	環境	自然	野牛	外来
1 1	1	2 (1)					天旭河	제소 제기	57K-57E	日然	到土	77本
1					各種パンフレット、ポスター、チラシなどを活用、改訂するとともに、新たに	の注意が必要な外来種も記載した生態系被害防止外来種リストを作						
1					パンフレット、ポスター、チラシなどを作成し、広く普及啓発を行います。	成した。これらの掲載種について、各種資料を作成し、広く配布し						
1					(環境省)	た。特に2017年に国内で初確認されたヒアリについては、チラシ、						
						ポスター、ウェブサイト等による迅速・正確な情報提供に努めた。						
	1	2 (1)			国有林野で実施している保護林における外来種等の駆除による固有の森林生態	小笠原諸島において、既存の森林生態系保護地域のパンフレットを	実施済	継続	農水	林野庁	経企	
2					系の修復、新たな外来種の侵入・拡散予防措置等についてパンフレット等を作	用い新たな外来種の侵入・拡散予防措置等について普及啓発を実施						
1					成し、普及啓発を実施します。(農林水産省)	した。						
	1	2 (1)		+	外来生物法に基づき特定外来生物に指定されているセイヨウオオマルハナバチ	・セイヨウオオマルハナバチを飼養する農業者向けに飼養施設の管	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
					の飼養等施設の適正な管理の徹底及び在来種への転換を推進するため、農業者	理の徹底について注意喚起するチラシを作成し、配布した。						
					向けのリーフレットを作成し配布するとともに、セイヨウオオマルハナバチの	・各地方環境事務所において、許可を得た飼養施設の管理状況を確						
1					飼養等現地調査を行い、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発を行います。	認し、指導するための現地調査を、地方農政局の協力を得て毎年実						
1					また、普及指導員向け説明会等においても周知を徹底し、現場レベルでの対応	施した。						
	1	2 (1)			を依頼していきます。(農林水産省、環境省)	・セイヨウオオマルハナバチを飼養する農業者向けに、適正管理の	1		農水	生産局	園芸作物	花き産業・
1						方法を分かり易く示したリーフレットを作成し、全都道府県やマル					課	施設園芸振
1						ハナバチ類取扱業者等を通じて広く配布した。また、在来種マルハ						興室
2						ナバチへの転換を進めるため、在来種マルハナバチの特徴や飼養方						
						法を解説したリーフレットを作成し、広く配布した。						
1						・環境省(地方環境事務所)において、セイヨウオオマルハナバチ						
1						の飼養農家の一部を抽出し、農水省(地方農政局)も同行して現地						
1						調査を行うとともに、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発を						
1						行った。						
1						・2017年4月に「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」						
						を策定し、利用方針に係る全国説明会にて、セイヨウオオマルハナ						
						バチの適正飼養管理について現場レベルへの周知徹底を依頼した。						
	1	2 (1)		+	学校教育においては、中学校と高等学校で外来種問題を学習できるよう、2008	2014年に教科書出版社向けの外来種に関する説明会を開催し、情報	進捗中	見直し	環境	自然	野生	外来
					年(平成20年)に中学校の学習指導要領が、2009年(平成21年)に高等学校	提供に努めた。						
1  -	1	2 (1)		-	の学習指導要領が改訂されたところです。既に国土交通省で外来種対策も含め	河川の環境保全等に関する教科書出版社向けの説明会を1年に1回程			国交	水管理・国	河川晋培	
4	1	(۱)			た河川の環境保全等について教科書出版社への説明会を実施しており、それら	度行った。				土保全局	課	
					を参考に、環境省が中心となって教科書出版社向けの外来種に関する説明会を	(X1) 7/60				工水土加	P/N	
1  -	1	2 (1)	_	-	開催し、情報提供に努めます。(環境省、国土交通省、農林水産省)	特になし。			農水	大臣官房	政策課	環境政策室
		, ,										SICOBOOKIE
	1	2 (1)			2008 年度(平成20 年度)から行っている教科書出版社への説明会を引き続き	河川の環境保全等に関する教科書出版社向けの説明会を1年に1回程	実施済	見直し	国交	水管理・国		
1					行っていくことや小中学校を中心に河川管理者と市民団体等が連携して活動す	度行った。また、「子どもの水辺」再発見プロジェクトなどにより				土保全局	課	
5					る「子どもの水辺」再発見プロジェクト等との活動と連携・支援していくこと	市民が河川とふれあう活動を支援した。						
1 :	1	2 (1)			で、生物多様性保全と外来種対策の必要性等についての普及啓発に努めます。	2014年に教科書出版社向けの外来種に関する説明会を開催し、情報			環境	自然	野生	外来
Ш					(国土交通省、環境省)	提供に努めた。						

Í	ñ	項 2	具体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	步 状 況	俊 の取組	省名	部局	課	室
6	1	2 (1)	現行の学習指導要領は中学校においては2012 年度(平成24 年度)、高等学校においては2013 年度(平成25 年度)入学生から順次実施されていることから、教育者や指導者向けに、外来種問題に関する教材や教育プログラムの開発を行い、学校教育や社会教育の現場に広く提供します。(環境省)		実施済	継続	環境	自然	野生	外来
7	1	2 (1)	分布情報を主体とする生物多様性情報をインターネット上で効率的に集め、提供するためのウェブサイト(愛称:「いきものログ (http://ikilog.biodic.go.jp/)」)を通じ、さまざまな関係機関・専門家・一般市民から外来種等の目撃情報を収集する市民参加型調査を実施します。市民参加型調査の結果とともに、環境省が実施した自然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を、地図情報やGIS情報として配信していくことで、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進します。(環境省)		実施済	継続	環境	生物多様性センター		
8	1	2 (1)	また、市民参加型・体験型の外来種対策は重要な防除事業であるだけでなく、 効果的な普及啓発手法であると考えられ、それらの取組を推進するため、 NGO・NPO 等や県市町村等の行政機関の取組を支援する制度について整理し積 極的に情報提供を行います。(環境省)	地域の生物多様性の保全・再生に資する活動等を支援する「生物多様性保全推進支援事業」を実施しており、特定外来生物等の防除にかかる取組の支援メニューについて報道発表や地方自治体への周知により積極的に情報提供を行った。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
9	1	2 (1)	外来種に関する既存のウェブサイトについて、2013 年度(平成25 年度)に改正 した外来生物法の改正部分の解説や、生態系に係る被害についてわかりやすい 実例を加えるなどの改良を加えるとともに、各地で外来種に関する出張授業や 説明会を実施します。(環境省)	ウェブサイトを2015年に更新し、改正外来法に関してわかりやすい解説やQ&A等を掲載した。2017年度には地方自治体向けにヒアリ講習会を全国7箇所で実施した。そのほか、アカミミガメやヒアリ、アルゼンチンアリ等に関して毎年講演を実施した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
10	1	2 (1)	多様なセクターで構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」(UNDB-J)において、委員会が推奨する連携事業の認定や、子供向け推薦図書「生物多様性の本箱」の選定をはじめ、さまざまな取組を進めてきたところであり、今後とも、外来種問題を含む生物多様性に関する理解が国民一人ひとりに広がるよう、引き続きUNDB-Jを通じた取組を推進していきます。(環境省)	多様なセクターで構成される「国連生物多様性の10年日本委員会」 (UNDB-J) において、外来種問題を含む生物多様性に関する理解 が国民一人ひとりに広がる取組を継続して実施した。	実施済	継続	環境	自然	計画	主流化室
11	1	2 (1)	環境省と公益社団法人日本動物園水族館協会で2014年(平成26年)5月22日に協定を結びました。連携を強化することにより、動物園や水族館による各機関の特色を活かした外来種に係る普及啓発を更に推進させるとともに、必要に応じて公益社団法人日本動物園水族館協会に加盟する園館の協力を得て、種の同定や防除に係る助言を得るなど、外来種対策を実施します。(環境省)	協定に基づき、公益社団法人日本動物園水族館協会と合同で環境イベントや動物愛護イベントに参加し、外来種問題やベットの適正飼養等に関する普及啓発を行った。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
12	1	2 (1)	改正動物愛護管理法(2013年(平成25年)9月1日施行)では飼い主等の責務として、飼養動物の逸走防止や終生飼養が追加されるとともに、第1種動物取扱業者が購入者に販売する際の現物確認、対面説明の義務づけ、愛護動物の遺棄に関する罰則の強化等の規定が盛り込まれています。動物愛護管理法の改正も踏まえ、愛護動物の遺棄の防止や終生飼養の推進について、パンフレットやポスターを作成、配布し、広く普及啓発を行っていきます。(環境省)	動物愛護管理法の改正内容を周知するため、一般の飼い主向け及び動物取扱業者向けにパンフレットを作成した。 愛護動物の遺棄の防止や終生飼養の徹底をテーマに普及啓発イベント (動物愛護週間中央行事)を開催するとともに、同テーマについて、一般の飼い主向けのパンフレット及び大人向け・子供向けの普及啓発動画を作成した。また、動物の遺棄及び虐待の防止を目的とした普及啓発ポスターを警察庁と合同で作成した。作成したパンフレット等は、自治体を通じて全国に配布したほか、インターネットにおける公開、各種普及啓発イベントにおける配布等を行った。	実施済	継続	環境	自然	総務	動愛
13	1	2 (1)	多様な主体による広域に分布する侵略的外来種の防除を推進するため、環境省の事業の取組事例とともに、多様な主体による防除活動やその広報周知活動、防除マニュアル等について一元的に把握し、情報発信するウェブサイトを作成します。(環境省)	ウェブサイトを2015年に更新し、改正外来法に関してわかりやすい解説やQ&A等を掲載した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来

	節		項 2	具体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	步 状 況	仮の取組	省名	部局	課	室
14	1	2	(1)	外来生物対策を含め、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の 主流化を図るべく、国内外の先進的な防除の取組事例を収集し、経済社会を構 成する事業者や消費者に必要とされる取組を整理・分析します。また、分析結 果を用いて、事業者や消費者の行動を促進するために必要な措置を検討し、情 報発信や普及啓発を図るなど効果的な施策を実行します。(環境省)	事業者による団体との研究会等を通じて、外来生物対策を含む事業者による生物多様性配慮の行動に関する国内外の先進事例を収集し、分析を進めた。	進捗中	継続	環境	自然	計画	主流化
15	1	2	(1)	分布情報を主体とする生物多様性情報をインターネット上で効率的に集め、提供するためのウェブサイト(愛称:「いきものログ (http://ikilog.biodic.go.jp/)」)を構築しています。「いきものログ」を通じ、さまざまな関係機関・専門家・国民から外来種等の目撃情報を収集する市民参加型調査を実施します。市民参加型調査の結果とともに、環境省が実施した自然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を、地図情報やGIS情報として配信していくことで、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進します。(環境省)	「いきものログ」を活用して、さまざまな主体による市民参加型調査の実施を促進した。また、自然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を一元的に収集・提供することを通じて、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進した。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
	1	2	(2)	地方環境事務所等が中心となり、地方自治体、国の関係機関等から構成される連絡会議を各地方プロックごとに開催するなどにより、連携の強化を図りませた。	各地方環境事務所においてプロック会議を実施し、地域で優先して 取り組むべき課題について情報共有を行った。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
16	1	2	(2)	す。連絡会議では、特定外来生物等の分布状況、被害状況、全国的な防除の方針、防除手法、優良事例、共有できる普及啓発ツール等についての情報を収集	各地方環境事務所主催の外来種対策連絡会議に出席し、対策の取組 等について情報共有を行った。			農水	消費・安全 局	植物防疫 課	防疫対策室
	1	2	(2)	一し、提供します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	各地方環境事務所主催の外来種対策連絡会議に出席し、対策の取組 等について情報共有を行った。			国交	総合政策局	環境政策 課	
17	1	2	(2)	分布拡大の先端地域等において、専門家の派遣等の支援について今後検討しま す。 (環境省)	各地域の優先課題に関する専門家を招聘し講演を実施した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
18	1	2	(2)	なお、この連絡会議の開催により侵略性の高い種が発生した場合は、科学的知見を踏まえ、関係機関が連携した早期発見・早期防除の体制の構築につなげていくとともに、地方環境事務所が中心となって、外来種問題に関する地方自治体等からの相談・意見等について検討を行い、各主体が連携して適切な対応を進めていきます。(環境省)	外来種対策連絡会議の開催により、専門家から科学的な知見による情報を受け、関係機関が連携した早期発見・早期防除の体制を構築した。また、外来種問題に関する地方自治体からの相談・意見等について検討を行い、各主体が連携して適切な対応を行った。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
19	1	2	(2)	さらに、連絡会議の開催等を通じて、専門家による外来種防除のセミナーを開催するなど、外来種対策を担う者の人材育成に努めます。(環境省)	外来種対策連絡会議を開催する際に、優先課題に関する専門家を招聘し、科学的知見を踏まえた講演を依頼するとともに外来種対策に関するアドバイスを受けるなど、人材育成に努めた。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
20	1	2	(2)	環境調査研修所において、外来種に関する研修を開催し外来種問題を担う人材 を育成します。 (環境省)	環境調査研修所において、地方自治体職員等を対象とした外来種対策に関する教科内容を含む研修を毎年実施した。 受講者数:54人(2015年度)、35人(2016年度)、49人(2017年度)	実施済	継続	環境	研修所		
0	2	1		・生物多様性地域戦略の策定自治体数	生物多様性地域戦略の策定過程又は策定後に課題を抱えている自治体への専門家派遣や、「生物多様性地域戦略策定の手引き」等の活用により、策定の促進を図った。 〈策定状況〉 都道府県:43団体 政令市:18団体 市区町村:76団体	実施済	継続	環境	自然	計画	戦略
0	2	1		・外来種に関する条例の策定自治体数	23都道府県(2018年3月)	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
21	2	2		・侵略的外来種のリストの策定自治体数 生物多様性国家戦略や外来種被害防止行動計画第1部第2章第1節2(1)、 (2)に示した基本的な考え方に基づき、対策の優先度を踏まえた戦略的な外 来種対策を推進します。(環境省、農林水産省、国土交通省)	22都道府県 (2018年3月) (1)基礎情報の収集:海外の事例等をもとに生態等を把握したり、定着している種については国内での防除の際に得られる情報などを収集した。 (2)対策の優先度の検討:特定外来種被害防止基本方針にもとづき、全国的な観点から防除を進める優先度の高い地域から防除を進め	実施済		環境	自然自然	野生野生	外来
					上口13000000000000000000000000000000000000						

	節	項 I 1 :				具体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	步 状 況	俊の取組	省名	部局	課	室
	2	2					当省共管種を中心に、省内各部局庁の事業の中で対策を推進した。			農水	大臣官房	政策課	環境政策室
	2	2					省内関係局の事業の中で対策を推進した。			国交	総合政策局		
22	2	2				「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト」を適切に活用して、外来種対策への各主体のより積極的な参加・協力の促進、調査研究・モニタリングや防除等の普及・促進のほか、代替種の開発・普及、リストに記載された留意事項を踏まえた適正な管理を推進するとともに、地方自治体におけ	リストについて普及啓発するとともに、条例の策定を検討している 地方自治体に対して助言等を行った。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
	2	2				る外来種の条例による規制等の地域独自の取組の強化等を促進します。 (環境 省、農林水産省)	当省共管種を中心に、省 <del>内</del> の事業の中で対策を推進した。			農水	大臣官房	政策課	環境政策室
23	2	2			1	周辺の自然環境を踏まえ、必要に応じて地域性種苗や自然侵入促進工等を用いた緑化など地域生態系に配慮した工法を積極的に採用します。(環境省)	平成27年10月に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。また、法面工事等の許可申請があった場合は、適宜、地域生態系に配慮した工法を採用するように促した。	実施済	継続	環境	自然	公園	
24	2	2			;	地方自治体による生物多様性地域戦略の策定や改訂を、「生物多様性地域戦略 策定の手引き」の活用を促すなどして支援します。「生物多様性地域戦略策定 の手引き」の改定に際しては、各地域固有の生物多様性の保全と持続可能な利 用を図るために、外来種による被害防止の重要性を啓発する内容を盛り込みま す。(環境省)	生物多様性地域戦略策定の手引きを活用し、外来種による被害防止の重要性を啓発を行った。	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
25	2	2				我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト及びその作成に用いた基本方針を示すこと等により、地方自治体による侵略的外来種のリストの策定を促進します。 (環境省)	外来種リスト及び作成に用いた基本方針について、ウェブサイトで 公表し、地方自治体による侵略的外来種のリストの策定を促進し た。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
26	2	2				各主体における外来種対策に資する科学的根拠として活用されるよう、外来種の侵入状況や生態等に関する新たな知見の集積に対応するため、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの見直しを継続的・定期的に実施します。特に分布情報について、対策優先種を中心に、モニタリング体制の	外来種リストの見直しに向け、対策優先種を中心に随時情報収集を 行った。	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
	2	2				構築・実施を通じて継続的な情報の収集に努めます。(環境省、農林水産省)	ヒアリについて、水際における同定依頼に協力した。			農水	大臣官房	政策課	環境政策室
27	2	2				また、外来生物による生態系等への被害又はそのおそれが確認できた場合には、既存制度での対応状況等を踏まえ、特定外来生物被害防止基本方針に基づき、特定外来生物への指定について適切に検討します。(環境省、農林水産	行動計画策定 (2015年3月) 以降、特定外来生物への追加の指定を 2015年8月、2016年8月、2017年11月に実施し、41種類を指定し た。	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
	2	2			-	省)	特定外来生物の指定にかかる専門家会議に参加。			農水	大臣官房	政策課	環境政策室
0	3	1 (	(1)		1	【現状】 ・外来種が適切に管理されておらず、生態系へ悪影響を与えるおそれのある事例がある 【目標(2020 年(平成32 年))】 ・我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストの内容を知っている人の割合:50%	-	-	-	環境	自然	野生	外来
28	3	1 (	(2) 7	7		下記に記載した観点を踏まえて、環境アセスメントの手続き過程で、侵略的外来種による問題が発生しないかどうかについて審査します。 (環境省)	外来種被害予防三原則を徹底するにあたって、環境影響評価手続の 過程でも必要に応じて外来種による問題が発生しないか確認した。	実施済	継続	環境	総合政策	環境影響 評価	
29	3	1 (	(2)		0	我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストを踏まえ、特定外来生物被害防止基本方針における特定外来生物の選定に関する基本的な事項に沿って、輸入や飼養等の法規制が必要なものについて、追加的に特定外来生物	行動計画策定(2015年3月)以降、特定外来生物への追加の指定を2015年8月、2016年8月、2017年11月に実施し、41種類を指定した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
	3	1 (	(2) 7	7'		や未判定外来生物の指定を行います。(環境省、農林水産省)	政令、省令、告示の改正について、適切に対応した。	1		農水	大臣官房	政策課	環境政策室

	節	項 1		項 3	具体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	步 状	仮の取	省名	部局	課	室
							況	組				
	3	1	(2)	ア	大量に飼養されている侵略的外来種であるミシシッピアカミミガメ等につい	2016年よりアカミミガメプロジェクトを開始し、分布域や効率的な	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
30					て、大量に捨てられること等の影響が出ないような対策を実施した上で、段階	捕獲手法を調査検討するとともに、終生飼養に関するツールを作成						
					的な法規制の導入を行うこと等を検討します。 (環境省)	し、普及啓発を実施した。						
	3	1	(2)	ア	利用する外来種の選定にあたり緑化やペット等に関わる各主体が適切な行動を	生態系被害防止外来種リストを2015年に作成した。マニュアルにつ	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
					とれるよう、科学的知見を踏まえて、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれ	いては、2015年に中国四国環境事務所が作成アライグマ等防除ハン						
					のある外来種リストの作成・更新等を行うとともに、各種事業に使用されてい	ドブックをウェブサイトに掲載し、2017年には地方自治体職員や港						
					るマニュアルや仕様書等を適宜改訂し、普及啓発を推進するとともに効果的な	湾・物流関係者向けにヒアリ対処法を示したチラシ等を作成・配布						
					外来種対策を推進します。(環境省、農林水産省)	した。						
	3	1	(2)	ア		・農道の法面緑化については、在来種による植生回復を検討する			農水	農村振興局	設計課	施工企画調
						旨、土地改良事業計画設計基準設計「農道」において運用してい						整室
31						る。						
						また、平成24年度に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-						
						2020」に基づき策定された「我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れ				林野庁	計、整、	
						のある外来種リスト」に掲載された植物を農業農村整備に係る工事					治、業	
						で使用しないよう、事務連絡にて周知を行った。						
						・林道の法面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、適用が可能な場所						
						においては、自然進入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り						
						組んだ。						
	3	1	(2)	ア	オオキンケイギクの防除実験を行い、都市公園等を対象とした効果的、効率的	・一部の国営公園において、毎年、オオキンケイギク除去のイベン	実施済	継続	国交	都市局	公園緑	
					な防除手法を示した管理マニュアルを作成し、生態系の保全に配慮した都市の	トを種子の結実前に実施した。					地・景観	
32					緑化に取り組みます。(国土交通省)	・一部の国営公園において、運営維持管理業務の仕様書にオオキン					課	
						ケイギクの除去に関する条項を入れており、発見次第除去すること						
						を義務化した。						
	3	1	(2)	ア	また、特定外来生物への新規指定により、生態系等の影響のおそれがある代替	該当する種がないため未実施	その他	見直し	環境	自然	野生	外来
33					種の流通が懸念される場合、その侵略性等を踏まえ、輸入規制等について検討							
					します。(環境省)							
	3	1	(2)	ア	改正動物愛護管理法(2013年(平成25年)9月1日施行)では飼い主等の責務	動物愛護管理法の改正内容を周知するため、一般の飼い主向け及び	実施済	継続	環境	自然	総務	動愛
					として、飼養動物の逸走防止や終生飼養が追加されるとともに、第1種動物取	動物取扱業者向けにパンフレットを作成した。愛護動物の遺棄の防						
					扱業者が購入者に販売する際の現物確認、対面説明の義務づけ、愛護動物の遺	止や終生飼養の徹底をテーマに普及啓発イベント(動物愛護週間中						
					棄に関する罰則の強化等の規定が盛り込まれました。こうした改正を踏まえ、	央行事)を開催するとともに、同テーマについて、一般の飼い主向						
34					○ 愛護動物の遺棄の防止や終生飼養の推進について、パンフレットやポスターを	けのパンフレット及び大人向け・子供向けの普及啓発動画を作成し						
					作成、配布し、広く普及啓発を行います。(再掲、環境省)	た。また、動物の遺棄及び虐待の防止を目的とした普及啓発ポス						
						ターを警察庁と合同で作成した。作成したパンフレット等は、自治						
						体を通じて全国に配布したほか、インターネットにおける公開、各						
						種普及啓発イベントにおける配布等を行った。						
	3	1	(2)	ア	外来クワガタムシ等の動物愛護管理法の対象とならない飼養動物についても、	2016年に「カブトムシ・クワガタ 最後まで大切に飼おう」チラシを作	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
35					終生飼養を推進するなど、自然環境中へ逸出しないための普及啓発を行いま	成、配布し、ウェブサイトに掲載した。						
					す。(環境省)							
	3	1	(2)	ア	大量に飼養されている侵略的外来種であるミシシッピアカミミガメ等につい	2016年よりアカミミガメプロジェクトを開始し、分布域や効率的な	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
36					○ て、大量に捨てられること等の影響が出ないような対策を実施した上で、段階	捕獲手法を調査検討するとともに、終生飼養に関するツールを作成						
					的な法規制の導入を行うこと等を検討します。(再掲、環境省)	し、普及啓発を実施した。						
	3	1	(2)	ア	オオクチバス等が意図的に違法放流されることのないよう、外来種による生態	2016年に釣り人向け外来生物法パンフレットを作成し、配布及び	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
37					系等への被害について、パンフレットの作成・改訂・配布や教科書出版社への	ウェブサイトへの掲載を行うことで放流の規制について普及啓発を			1			
					説明会を通じて普及啓発を実施します。(環境省)	行った。						
	3	1	(2)	ア	野生動物(外来種)への餌付けにより、外来種による被害が助長されないよ	「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
38					う、引き続き野生動物への餌付けがされないよう普及啓発します。(環境省)	指針」に基づき、外来種を含む野生鳥獣に対する安易な餌付け防止						
					,	の普及啓発に努めた。						
					I .	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -	l	1		1	1	L

	節	項 1		項 3	具体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	步 状 況	俊 の取組	省名	部局	課	室
39	3	1	(2)	1	セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用については、人工増殖で偏った遺伝的形質を持つ集団の代替利用が進み、無秩序な放出が行われた場合は、自然分布域外への導入や地域集団の遺伝的攪乱のおそれがあることから、これらの実態を把握し、セイヨウオオマルハナバチやその代替種に関する利用方針を検討していきます。(環境省、農林水産省)	セイヨウオオマルハナバチ及びその代替種について科学的知見等を 用いたリスク評価を行うとともに、専門の学識経験を有する者に意 見聴取を行い、2017年に「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利 用方針」を作成した。2020年までに(北海道を除き)セイヨウオオ マルハナバチの利用を半減すること等の方針を提示し、全国説明会 を開催した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
	3	1	(2)	1		科学的知見等を用いたリスク評価を行うとともに、専門の学識経験を有する者に意見聴取を行い、2017年に「セイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針」を策定した。			農水	生産局	園芸作物 課	花き産業・ 施設園芸振 興室
40	3	1	(2)	1	セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適正な管理の徹底及び在来種への転換を推進するため、農業者向けのリーフレットを作成し、配布します。 (農林水産省)	セイヨウオオマルハナバチを飼養する農業者向けに、適正管理の方法を分かり易く示したリーフレットを作成し、全都道府県やマルハナバチ類取扱業者等を通じて広く配布した。また、在来種マルハナバチへの転換を進めるため、在来種マルハナバチの特徴や飼養方法を解説したリーフレットを作成し、広く配布した。	実施済	継続	農水	生産局	園芸作物 課	花き産業・ 施設園芸振 興室
41	3	1	(2)	1	セイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査を行い、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発を行います。 (農林水産省、環境省)	環境省(地方環境事務所)において、セイヨウオオマルハナバチの 飼養農家の一部を抽出し、農水省(地方農政局)も同行して現地調 査を行うとともに、適正飼養管理の徹底、指導及び普及啓発を行っ た。	実施済	継続	農水	生産局	園芸作物 課	花き産業・ 施設園芸振 興室
	3	1	(2)	7		各地方環境事務所において、許可を得た飼養施設の管理状況を確認 し指導するための現地調査を、地方農政局の協力を得て毎年実施し た。			環境	自然	野生	外来
42	3	1	(2)	イ	普及指導員向け説明会等においてセイヨウオオマルハナバチの適正飼養管理について周知を徹底し、現場レベルでの対応を依頼していきます。さらに、施設園芸農家向けの補助事業において、セイヨウオオマルハナバチの飼養等施設の適正な管理を引き続き条件としていきます。 (農林水産省)	2017年にセイヨウオオマルハナバチの代替種の利用方針に係る全国説明会を開催し、セイヨウオオマルハナバチの適正飼養管理について現場レベルへの周知徹底を依頼した。また、農業用ハウスの整備等を支援する国の補助事業において、セイヨウオオマルハナバチの逃亡防止の徹底など飼養等施設の適正な管理を引き続き条件としている。	実施済	継続	農水	生産局	園芸作物 課	花き産業・ 施設園芸振 興室
43	3		(2)		外来生物法の飼養等許可を取得している全国のセイヨウオオマルハナバチ飼養 施設園芸農家を対象に、飼養等管理状況を把握し、今後の改善指導等の対策を 検討するため、アンケート形式による全国実態調査を実施していきます。(農	抽出した施設園芸農家を対象としたセイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査により飼養等管理状況を把握した。	進捗中	継続	農水	生産局	課	花き産業・施設園芸振
	3	1	(2)		検討するため、アンケードル式による主国実施的自を実施しているよす。(展 林水産省、環境省) 緑化植物や牧草について、人の管理下外へ拡げることのないよう、周辺の自然	抽出した施設園芸農家を対象としたセイヨウオオマルハナバチの飼養等現地調査により飼養等管理状況を把握した。 種ごとに利用上の留意事項を設定した業者向けのバンフレットを作	実施済	継続	環境環境	自然自然	野生野生	外来
					環境を踏まえ、我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リストに 記載する種ごとの利用上の留意事項に配慮した利用がなされるよう、普及啓発	成し、配布及びウェブサイトへの掲載を行うことで普及啓発を行った。						
44	3	1	(2)	1	を推進します。(環境省、農林水産省)	・平成24年度に閣議決定された「生物多様性国家戦略2012-2020」 に基づき策定された「我が国の生態系等に被害を及ぼす恐れのある 外来種リスト」に掲載された植物を農業農村整備に係る工事で使用 しないよう、事務連絡にて周知した。			農水	農村振興局	設計課	施工企画調整室
						・林道の法面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、適用が可能な場所 においては、自然進入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り 組んだ。				林野庁	計、整、治、業	
						・行動計画、行動パンフ、外来種リスト、リストリーフ等を飼料作物の関係団体等へ配布し、普及啓発を実施した。				生産局	飼料課	

	節	項 1	項 2	項 3	具体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	步 状 況	俊 の取組	省名	部局	課	室
45	3	1	(2)	1	地域生態系の保全に配慮したのり面縁化工法として、表土利用工、自然侵入促進工、地域性種苗利用工について2013年(平成25年)1月にとりまとめ公表しており、今後も継続した植生モニタリング調査による植生遷移の把握を行い、周辺環境に応じたのり面縁化工への活用を図ります。(国土交通省)		実施済	継続	国交	道路局	環境安 全・防災 課	
46	33	1	(2)	1	2010年度(平成22年度)にとりまとめた「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き」を活用し、生物多様性保全に配慮した緑化工の適用可能な場所においては、林道ののり面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、遺伝子の攪乱を防ぐよう、自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組みます。(農林水産省)	林道の法面縁化や荒廃地の復旧等にあたって、適用が可能な場所においては、自然進入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組んだ。	実施済	継続	農水	林野庁	計、整、治、業	
47	3	1	(2)	1	また、山梨県の3湖におけるオオクチバスの第五種共同漁業権の特例による飼養等許可については、オオクチバスに頼らない漁場管理について、関係機関と引き続き検討します。(環境省、農林水産省)	オオクチバスに頼らない漁場管理に転換していくことが望ましいため、オオクチバスの第五種共同漁業権の特例が終わるよう、引き続き関係機関と検討を行った。	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
	3	1	(2)	1		山梨県の3湖におけるオオクチバスに頼らない漁場管理について、 関係機関と検討を行っている。			農水	水産庁	漁業調整課	沿岸・遊漁 室
48	3	1	(2)	1	また、地域性種苗を利用した緑化等、生物多様性に配慮した事業を発注する場合の発注・管理・検査方法の留意点等について検討します。(環境省)	2015年に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。当該指針では、計画・設計から施工・管理までの全体の流れや留意点等を提示した。	実施済	継続	環境	自然	公園	
49	3	1	(2)	7	2007年度(平成19年度)に試行的に作成した「自然公園における法面緑化指針(案)」を成案化するため、2008~2012年度(平成20~24年度)に実施した「緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法」により得られた研究成果等を踏まえ、「自然公園における法面緑化指針」の策定に向けた検討を進めます。(環境省)	2015年に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。	実施済	継続	環境	自然	公園	
0	3	2	(1)		【現状】 ・非意図的な導入の実態が把握されておらず、有効な対策がとれているか評価することができていない。 【目標(2020年(平成32年))】 ・どのような種が、どのような経路で非意図的に導入されているのか実態を把握し、特定外来生物の定着経路を管理するための対策を優先度の高いものから実施する。	-	-	-	環境	自然	野生	外来
50	3	2	(2)	ア	輸入物資に付着、混入している特定外来生物等の消毒方法の基準を定め、主務 大臣が輸入者に対し、消毒等の措置を命令できるように2013年度(平成25年 度)に外来生物法の改正を行っています。改正した外来生物法に基づき、消毒	消毒等の基準について、必要な検討を行ったが、より多様な輸入物 資についての検討についての追加的検討が必要。	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
	3	2	(2)	ア	等の基準を策定し、関係省庁との緊密な連携の下、輸入物資に付着、混入した 外来生物の発見・除去を推進します。(環境省、農林水産省)	植物防疫法に基づく植物の輸入時の検査において、特定外来生物等 と疑われる生物の付着、混入が確認された場合は、税関及び環境省 への連絡を実施した。			農水	消費・安全 局	植物防疫 課	防疫対策室
51	3	2	(2)	ア	非意図的に繰り返し導入されているとみられる特定外来生物については、海外での生産、輸入、流通段階における侵入経路を特定します。こうした情報を踏まえ、導入や定着を防止するための経路の管理のための方策について、より効果的な対策を検討します。 (環境省)	ヒアリについては2017年6月の国内初確認後、継続して侵入が確認されている。多くの事例において、中国南部から出航したコンテナや製品に付着して侵入していることが確認されており、中国に対して対策を申し入れるとともに、国内の事業者向けに注意すべき点、取るべき対策等を関係省庁の協力を得て周知した。ヒアリ定着国と定期航路を持つ港湾において、生息状況調査を実施した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
52	3	2	(2)	ア	水産物や飼料への外来種の混入状況や釣り餌として流通する外来種の実態把握については、水産物や飼料への外来種の混入状況等のサンプリング調査等により状況を把握します。 (環境省)	非意図的導入対策の検討として、アサリ等の水産物の輸入・流通に 伴う外来種の混入に関する調査と飼料等の輸入・流通に伴う外来種 の混入に関する調査を実施した。	進捗中	終了	環境	自然	野生	外来

	節			項 3		具体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	捗 状	彼の取	省名	部局	課	室
53	3	2	(2)	ア		侵略的外来種の侵入のリスクが高い空港、港湾地域等において、種群(アリ類 等)を対象として、早期発見及びモニタリングを行います。(環境省)	侵入リスクの高い空港、港湾地域等での調査を2010年より継続して 実施した。これに加え、ヒアリ定着国と定期航路を持つ港湾におい	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
	3	2	(2)	イ		バラスト水を介した水生生物等の移動による生態系等への被害を防止するため、船舶バラスト水規制管理条約を国内的に担保するために改正された「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に則り、有害なバラスト水の船舶からの排出禁止、船舶所有者に対して、バラスト水処理設備の設置の義務付け、	て、生息状況調査を2017年より実施した。 「バラスト水処理設備の設置の義務付け」で要求されるバラスト水処理装置について、10型式の承認を行ったほか、我が国の船舶に対する検査や外国船舶に対する立入検査を継続して実施した。	実施済	継続	国交	海事局	検査測度課	
54	3	2	(2)	1		我が国の船舶に対する検査に加え、我が国の港における外国船舶に対する立入 検査を適切に行うことを通じ、外航船舶から有害なバラスト水が排出されることを防止します。(国土交通省、環境省)	「バラスト水処理設備の設置の義務付け」で要求されるバラスト水処理装置に関し、当該設備が使用されることにより排出される物質が水域環境の保全の見地から有害であるかどうかを確認するための審査を実施した。			環境	水	水環境課	海洋環境室
55	3		(2)			船舶バラスト水規制管理条約の実施に関する課題(寄港国による監督(PSC)実施の際のバラスト水のサンプリング・分析方法の確立等)を解決するためのIMOにおける国際的な議論に引き続き積極的に参加し、条約の発効と実施に貢献します。(国土交通省、環境省)	した。「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部改正 (平成26年に公布済み)が、条約発効日(2017年9月8日)から施行 された。	実施済	継続	国交	課、海事局	境政策課	環境渉外室
	3	2	(2)	1			2016年に条約の発効要件が満たされ、1年後の2017年に条約が発効 した。「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部改正 (平成26年に公布済み)が、条約発効日 (2017年9月8日) から施行 された。			環境	水	水環境課	海洋環境室
56	3	2	(2)	ウ		2011年(平成23年)にIMOにおいて策定された船体付着生物の管理ガイドラインの更なる改善に向け、IMOでの議論に積極的に参加します。(国土交通省)	今後のIMOでのガイドラインのレビューに対応するべく、関係業界とともに課題等の整理を行った。	実施済	継続	国交	海洋政策 課、海事局		環境渉外室
57	3	2	(2)	工	0	国民全体、輸入業者、釣り人、子供、教育者や指導者等を対象として作成した 各種パンフレット、ポスター、チラシなどを活用、改訂するとともに、新たに パンフレット、ポスター、チラシなどを作成し、広く普及啓発を行います。 (再掲、環境省)	特定外来生物法の概要を示したパンフレットや、特定外来生物以外の注意が必要な外来種も記載した生態系被害防止外来種リストを作成した。これらの掲載種について、各種資料を作成し、広く配布した。特に2017年に国内で初確認されたヒアリについては、チラシ、ポスター、ウェブサイト等による迅速・正確な情報提供に努めた。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
58	3	2	(2)	工		小笠原諸島におけるアカギ等の国内由来の外来種を含む侵略的外来種等の駆除 による固有の森林生態系の修復など、国有林野の保護林等において新たな侵略 的外来種の侵入・拡散予防措置等を推進します。(農林水産省)	小笠原諸島において、アカギ等の国内由来の外来種を含む侵略的外 来種等の駆除による固有の森林生態系の修復などを実施した。	実施済	継続	農水	林野庁	経企	
59	3	2	(2)	工		小笠原諸島世界自然遺産地域における、新たな侵略的外来種の侵入及び拡散を防止する対策について、小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会の新たな外来種の侵入・拡散防止に関するワーキンググループにおいて検討し、それらの結果を踏まえ、関係機関との連携の下、必要な対策を実施します。(環境省、農	ワーキンググループにおいて、リスクの高い新たな外来種の侵入経路を特定し、それぞれについて対策を検討した。ワーキンググループによる検討結果を踏まえた対策を実施した。	実施済	継続	環境	自然	計画	
60	3	2		エ		林水産省) 小笠原諸島父島に設置を予定している世界遺産センター(仮称)に、非意図的 導入を防止するための付着生物の除去等の外来種対策機能の整備について、検 討します。(環境省)	環境省と連携し取り組んだ。 属島等に持ち込む資材の燻蒸・冷凍等の外来種対策の施設を備えた 世界遺産センターを設置した。	実施済	終了	農水環境	林野庁 自然	経企 計画	
	3		(2)			白山国立公園や尾瀬国立公園等において、登山口への種子落としマットの設置 や侵略的外来種による生態系被害の普及啓発に資するパンフレットの作成など を引き続き実施します。(環境省、農林水産省)	白山国立公園において、種子落としマットやブラシを設置するとと もに、ポスターを掲示する等して、公園利用者に協力を呼びかけを 行った。	実施済	継続	環境	自然	公園	
61	3	2	(2)	工			環境省と連携し取り組んだ。 その他、白山国立公園内の治山工事に伴い資材等を搬入する工事用 車両のタイヤに付着する外来植物の種子を取り除くため、流水を利 用したタイヤ洗浄施設を設置した。			農水	林野庁	経企	

	節	項 1	項 2	項 3	再 具体的施策 揭	取組状況確認 (2018年3月現在)	拨 状 況	彼の 取 組	省名	部局	課	室
0	4	1			【現状】 ・各地で外来種対策を実施し一定の効果は確認されているものの、国レベルで根絶や封じ込めに成功した特定外来生物はいない。 【目標(2020年(平成32年))】 ・「第2部第1章第4節「2(2)及び(3)」にかかげる種ごと、地域ごとの目標を達成する。	-	-	#H	環境	自然	野生	外来
61	4	2	(1)		このため、非意図的な侵入のリスクが大きい地域(特定外来生物等を所定の手続きを経た上で輸入できる4つの空港及び、外貿輸入貨物量等が大きな港湾周辺等)及び種群(特に特定外来生物のアリ類等)については、早期発見のためのモニタリングを実施し、外来種の侵入を監視します。また、新たに侵略的外来種が発見された場合には速やかに対応を検討し、地方自治体や当該地域の管理者等と連携して、防除に係る情報の提供や早期防除を支援もしくは実施します。(環境省)	侵入リスクの高い空港、港湾地域等での調査を2010年より継続して 実施した。これに加え、ヒアリ定着国と定期航路を持つ港湾におい て、生息状況調査を2017年より実施した。ヒアリが確認された場合 の対応については、地方環境事務所が地方自治体や港湾管理者等と 協力して防除にあたった。また、マニュアルを作成し地方自治体を 対象とした講習会を開催するなど防除に係る情報の普及に努めた。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
62	4		(2)		また、全国的に自然環境保全上重要な箇所で優先度の高いところから取り組んでいく必要があり、世界自然遺産地域、ラムサール条約湿地等の国際社会に対して責任を持って保全すべき地域、原生自然環境保全地域、国立公園、保護林、国指定鳥獣保護区、生息地等保護区等の法律等に基づき国として保全すべき地域において対象とする侵略的外来種を取り除くのみならず、そのことが他の外来種を含む生態系全体に及ぼす影響にも配慮して、生態系管理の考え方に基づいた防除を実施します。(環境省、農林水産省)	特定外来種被害防止基本方針にもとづき、全国的な観点から防除を 進める優先度の高い地域から防除を進めた。 父島列島を対象とした種間相互作用に着目した森林生態系保全管理 手法を検討・提示した。 また、小笠原諸島における侵略的外来種等の駆除の実施あたり、駆 除木周辺の生態系に及ぼす影響に配慮し、吊し伐り等の特殊な方法 での駆除等を実施した。	進捗中	継続	農水	自然 林野庁	野生 経企 森利	外来
63	4	2	(2)	ウ	これまでの事業の結果を踏まえ、防除実施計画を見直し、根絶に向けた具体的なロードマップに沿って、戦略的な防除を実施します。 (環境省)	防除については、関係機関との協力の下、具体的なロードマップである防除実施計画に基づいて実施されている。防除実施計画は、防除状況や結果を踏まえて見直しがなされており、奄美大島においては2013年4月に第二期計画が策定されており、やんばるにおいては2017年4月に第三期計画が策定された。また両地域共、毎年有識者を含めた検討会で防除結果を踏まえた具体的な対策の検討がなされ、戦略的に防除を実施した。	実施済	継続	環境	那覇		
64	4	2	(2)	ウ	捕獲ワナの改良、探索犬の活用等の新たな技術の開発、導入により、効果的、 効率的な防除を実施し、得られた成果や知見はわかりやすく情報提供します。 (環境省)	捕獲わなの改良や探索犬の活用等について、毎年開催される検討会等で、効果検証が進められており、事業の結果については、沖縄奄美自然環境事務所のホームページにて公開した。また奄美大島では、生息地が断片化する中、わなや探索犬による捕獲ができない地点について、2017年度に化学的手法を用いた防除試験を2回実施した。防除試験では、マングースの喫食が確認され、他の野生鳥獣に対する大きな影響はなかったと考えられているが、今後、モニタリングを実施し、一定の情報が得られた時点で同試験の結果について広く公表する予定。	実施済	継続	環境	那覇		
65	4	2	(2)	ウ	関係機関との協力の下、2020年(平成32年)までに複数の小区画で地域根絶を 達成し、2022年度(平成34年度)までに奄美大島及びやんぱる地域において、 根絶が達成される。(環境省)	-	-	=	環境	那覇		
66	4		(2)		世界自然遺産である小笠原諸島では、2013年(平成25年)3月末に兄島への侵入が初めて確認されたグリーンアノールに対する重点的な取組をはじめ、外来種対策の効果的、効率的な取組が必要となっています。関係機関(環境省、林野庁、文化庁、東京都、小笠原村)により作成した小笠原諸島管理計画や生態系保全アクションプラン等に基づき、科学委員会の助言を受けて、対策が必要な外来種について関係機関による対策を進めます。(環境省、農林水産省)	グリーンアノールの捕獲、侵入防止柵の整備、新たな捕獲技術の検討などを進めた。 環境省と連携し取り組んだ。	実施済	継続	農水	自然 林野庁	計画 経企	

	節	項 1	項 2	項 3	再掲	具体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	步 状 況	俊 の取 組	省名	部局	課	室
67	4	2	(2)	ウ		事業対象地において、具体的な目標を設定した防除実施計画を自治体とも調整の上で策定し、戦略的な防除を実施するとともに、得られた知見や取組事例を公開し、多様な主体の防除に活用されるよう情報発信します。(環境省)	【琵琶湖】県が中心となり、沿岸部の市町、漁業協同組合、ボランティア団体等と防除を実施しており、琵琶湖外来水草対策協議会が構築された。 【伊豆沼・内沼】密度低下に向けた防除の取組を地元の環境保全財団、ボランティア団体、環境省の3者で協働で取り組んだ。 【藺牟田池】九州地方環境事務所が実施していた藺牟田池における外来角防除については薩摩川内市等の団体に引継がれた。	進捗中	-122	環境	近畿、東北。九州		
68	4	2	(2)	ウ		地域間の連携による推進体制の整備や効果的な外来魚の駆除等の内水面生態系の復元等に資する活動を集中的に実施する取組を支援します。 (農林水産省)	内水面関係予算のうち、地域間の連携による推進体制の整備及び内水面生態系の復元等に資する活動を行う内水面漁業者に対し補助金を交付した。効果的な外来魚の駆除等技術開発については研究機関と委託契約を行い取組の支援を行った。	実施済	継続	農水	水産庁	栽培養殖課	
69	4	2	(2)	ウ	0	市民参加型・体験型の外来種対策は重要な防除事業であるだけでなく、効果的な普及啓発手法であると考えられ、それらの取組を推進するため、NGO・NPO等や県市町村等の行政機関の取組を支援する制度について整理し積極的に情報提供を行います。(再掲、環境省)	地域の生物多様性の保全・再生に資する活動等を支援する「生物多様性保全推進支援事業」を実施しており、特定外来生物等の防除にかかる取組の支援メニューについて報道発表や地方自治体への周知により積極的に情報提供を行った。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
0	4	2	(2)	ウ		・2020年(平成32年)までに、事業対象地において、根絶もしくは低密度管理 のための地域の体制が構築される。(環境省)	-	-	_	環境	近畿、東 北。九州		
71	4	2	(2)	ウ		・関係する主体と連携して、効果的、効率的な防除手法を検討するとともに、 ラムサール条約湿地としての資質が失われないよう適切な取組を実施します。 (環境省)	滋賀県及び琵琶湖外来水生植物対策協議会と連携・役割分担し、オオバナミズキンバイ・ナガエツルノゲイトウ等特定外来生物に指定された外来植物の状況把握及び防除を実施し、特に内湖など重要な植生地においては根絶を目指した徹底した防除を実施した。	実施済	継続	環境	近畿		
0	4	2	(2)	ウ		・効果的、効率的な防除手法を開発し、2020年(平成32年)までには分布拡大が抑えられている。(環境省)	-	-	=	環境	近畿		
72	4	2	(2)	ウ		・ 釧路湿原については、現在オオハンゴンソウの分布が確認されていない保全 上重要な地域へ侵入しないようモニタリングを行い、得られた成果を公開しま す。(環境省)	保全上重要な地域へ侵入しないようモニタリングを実施した。	進捗中	継続	環境	釧路		
73	4	2	(2)	ウ		・奥日光の湿原については、戦場ヶ原等の重要地域に再侵入しないための予防 策を講じます。(環境省)	毎年戦場ヶ原周辺部において、湯元集団施設地区の所管地で請負業務として、また関係機関の参加のもとオオハンゴンソウ等外来植物除去作戦として、外来植物の除去活動を実施した。パークボランティア活動としても、戦場ヶ原及びその周辺部でオオハンゴンソウを含む外来植物を除去しており、予防策を継続して実施した。	実施済	継続	環境	関東		
0	4	2	(2)	ウ		・2020年(平成32年)の時点で、釧路湿原では、保全上重要な地域でオオハンゴンソウの新たな侵入(分布の拡大)が防止され、奥日光の湿原においては戦場ヶ原等の重要地域にオオハンゴンソウが存在していない。(環境省)	-	_	_	環境	釧路、関東		
74	4	2	(3)			・分布拡大を防止するため、分布情報の把握と分布拡大地域への迅速な情報提供を行う体制を構築し、侵入初期において効果的、効率的な防除を地域が実施するための体制構築を促します。(環境省)	生物多様性センターにて全国の都道府県や市町村に聞き取り調査を行い、2010年〜2017年の分布状況をとりまとめ、公表した。	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
75	4	2	(3)			・各地で蓄積されている情報を集約し、事例集もしくはマニュアル等に整理することで、地域における効果的、効率的な防除を推進します。(環境省)	これまでに実施した防除モデル事業の成果や防除作業従事者の現場 体験を学識者の知見をふまえ「アライグマ等防除ハンドブック」 2017年に作成し、地域における効果的、効率的な防除を推進した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来

	節	項 1	項 2	項 3	再 具体的施策 掲	取組状況確認 (2018年3月現在)	步 状 況	俊 の取組	省名	部局	課	室
76	4	2	(3)		・農作物被害を防止するための地域ぐるみの取組を支援します。 (農林水産省)	アライグマによる農作物被害を減少させるため、鳥獣被害防止総合対策交付金により、地域ぐるみで行う捕獲活動や檻の設置等の被害防止対策を総合的に支援した。 〈鳥獣被害防止総合対策交付金によるアライグマの捕獲頭数〉 H27年度:5,931頭 H28年度:7,766頭 H29年度:8,100頭	実施済	継続	農水	農村振興局	鳥獣対 策・農村 環境課	鳥獸対策室
0	4	2	(3)		・2020年(平成32年)までに全国の分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が整っている。(環境省)	-	_	_	環境	自然	野生	外来
0	4	2	(3)		・2020年(平成32年)までに分布拡大の最前線の地方自治体が外来生物法の防 除の確認手続を取っているなど、拡大防止のための連携体制が構築される。 (環境省)	-	-	-	環境	自然	野生	外来
77	4	2	(3)		・分布拡大を防止するため、効果的な防除・モニタリング手法の開発と防除マニュアルの改訂作業によりそれらの普及を進めるとともに、分布情報の把握と 分布拡大地域への迅速な情報提供を行う体制を構築します。(環境省)	「オオクチバス防除の手引き」を2009年に策定、2014年に改訂し、ウェブサイトに掲載することで普及を進めた。	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
78	4	2	(3)		・ 地域間の連携による推進体制の整備や効果的な外来魚の駆除等の内水面生態 系の復元等に資する活動を集中的に実施する取組を支援します。 (農林水産 省)	内水面関係予算のうち、地域間の連携による推進体制の整備及び内水面生態系の復元等に資する活動を行う内水面漁業者に対し補助金を交付した。効果的な外来魚の駆除等技術開発については研究機関と委託契約を行い、取組の支援を行った。	実施済	継続	農水	水産庁	栽培養殖課	
79	4	2	(3)		・ 深い場所等で産卵するオオクチバスの効果的な繁殖抑制技術及び電気ショッカー法により対象外来種を効果的に駆除する技術を開発します。 (農林水産省)	平成24年度から、効果的な外来魚抑制管理技術開発を委託事業で 行った。	進捗中	継続	農水	水産庁	栽培養殖課	
80	4	2	(3)		・「有害外来魚駆除マニュアル」の周知や駆除活動の推進により、外来魚による漁業被害の低減に努めます。(農林水産省)	平成26年度及び平成29年度に「だれでもできる外来魚駆除1・2」を作成し、都道府県、全国各地の内水面漁連へ配布したほか、水産庁HPに公開した。	実施済	継続	農水	水産庁	栽培養殖課	
0	4	2	(3)		・2020年(平成32年)までに、効果的な防除・モニタリング手法を開発し、分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が整っており、全国で防除が進展する。(環境省)	-	_	_	環境	自然	野生	外来
81	4	2	(3)		・ 分布拡大を防止するため、分布情報の把握と分布拡大地域への迅速な情報提供を行う体制を構築し、侵入初期において効果的、効率的な防除を地域が実施するための体制構築を促します。 (環境省)	生物多様性センターにて全国の都道府県や市町村を対象としたアンケート調査を行い、2010年~2017年の分布状況をとりまとめ、公表した。	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
0	4	2	(3)		・2020年(平成32年)までに分布域等の情報を整備し、広く提供する体制が 整っている。(環境省)	-	-	-	環境	自然	野生	外来
0	4	2	(3)		・2020年(平成32年)までに、分布が見られる地方自治体に隣接した地方自治体が外来生物法の防除の確認手続を取っている等、拡大防止のための連携体制が構築される。(環境省)	-	-	-	環境	自然	野生	外来
82	4	2	(3)		以上の種以外の侵略的外来種については、先進的な取組に対して国が支援を実施するほか、第2部第1章第4節(4)に記載しているとおり、全国の分布状況、防除手法、優良事例などの情報を収集し、提供していくことで、各主体が実施する侵略的外来種の防除を支援していきます。(環境省)	地域の生物多様性の保全・再生に資する活動等を支援する「生物多様性保全推進支援事業」を実施しており、特定外来生物等の防除にかかる先進的な取組に必要な経費の一部を交付した。さらに各地方環境事務所において毎年プロック会議を実施し、特定外来生物の分布状況や地域で優先して取り組むべき課題等について情報共有を行った。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来

	節	項 1	項 2		<b>具体的施</b> 策	取組状況確認 (2018年3月現在)	步 状 況	俊 の取組	省名	部局	課	室
83	4	2	(3)		また、外来植物の多くは、河川の一部だけに生育していることは少なく、供給源となっている場所を含め、広く流域全体で取り組むことが大切であるため、土地利用区分毎に策定される外来植物対策の手引き(仮称)等を参考に、関係省庁、地方公共団体、企業、民間団体、専門家、地域住民など多様な主体間と法令等に基づく適切な役割分担の上、連携した取組に努めます。(国土交通省)	「河川における外来植物対策の手引き」等に基づき、関係機関と連携して、特に河川管理上の支障となる場合に取組を実施した。	実施済	継続	国交	水管理・国 土保全局	河川環境課	
	4	2	(4)		必要に応じて関係省庁の連絡会議を環境省が中心となって開催するなど、関係 省庁の連携強化を図ります。 (再掲、環境省、農林水産省、国土交通省) ※再掲ではないのに再掲と記載されているため、作業用のファイルとしては再 掲を削除しております。	2017年6月に国内で初確認されたヒアリについては、関係省庁連絡会議を環境省が中心となって開催し、国交省、農水省のほか厚生労働省や文部科学省、経済産業省等が参画し、関係省庁が連携して対策を行った。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
84	4	2			PSCHIM CCATTAT.	各地方環境事務所主催の外来種対策連絡会議に出席し、対策の取組 等について情報共有を行い、連携強化を図った。			農水	大臣官房	政策課	環境政策室
	4	2	(4)			各地方環境事務所主催の外来種対策連絡会議に出席し、対策の取組 等について情報共有を行い、連携強化を図った。			国交	総合政策局	課	
	4	2	(4)	C	地方環境事務所等が中心となり、地方自治体、国の関係機関等から構成される 連絡会議を各地方プロックごとに開催するなどし、連携の強化を図ります。連	各地方環境事務所においてプロック会議を実施し、地域で優先して 取り組むべき課題について情報共有を行った。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
85	4	2	(4)	С	■ 絡会議では、特定外来生物等の分布状況、被害状況、全国的な防除の方針、防 ) 除手法、優良事例、共有できる普及啓発ツール等についての情報を収集し、提 ■ 供します。(再掲、環境省、農林水産省、国土交通省)	各地方環境事務所主催の外来種対策連絡会議に出席し、対策の取組 等について情報共有を行った。			農水	消費・安全 局	植物防疫課	防疫対策室
	4	2	(4)	C	一	各地方環境事務所主催の外来種対策連絡会議に出席し、対策の取組 等について情報共有を行った。			国交	総合政策局	環境政策 課	
86	4	2	(4)	(	分布拡大の先端地域等において、専門家の派遣等の支援について今後検討します。 (再掲、環境省)	各地域の優先課題に関する専門家を招聘し講演を実施した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
87	4	2	(4)	(	なお、この連絡会議の開催により侵略性の極めて高い種が発生した場合は、科学的知見を踏まえ、関係機関が連携した早期発見・早期防除の体制の構築につなげていきます。(再掲、環境省)	外来種対策連絡会議の開催により、専門家から科学的な知見による情報を受け、関係機関が連携した早期発見・早期防除の体制を構築した。また、外来種問題に関する地方自治体からの相談・意見等について検討を行い、各主体が連携して適切な対応を行った。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
88	4	2	(4)		外来種等の見慣れない動植物が見つかった場合の情報や外来種の分布情報等の収集・提供の仕組について、国立環境研究所が整備を進めてきた「侵入生物データベース(http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/)」、国土交通省による「河川環境データベース(http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/)」、環境省生物多様性センターによる「いきものログ(http://ikilog.biodic.go.jp/)」等と連携を図ります。(環境省、国土交通省)	提供しているほか、外来種等の見慣れない動植物が見つかった場合の種名調べ(同定)を支援するサービスを提供した。また、「いきものログ」のデータベースと国立研究開発法人海洋研究開発機構(JAMSTEC)によって構築・運用されている「BISMaL	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
	4	2	(4)			国土交通省管理の全国の一級河川において、河川の把握を目的として河川水辺の国勢調査を実施しており、外来種を含む調査結果は、河川環境データベースを通して広く公開した。			国交	水管理・国 土保全局	河川環境課	
89	4	2	(4)		生物多様性民間参画ガイドラインの普及広報等を通じて、外来種対策を含め、 事業者が生物多様性の保全と持続可能な利用に取り組むことを促進します。 (環境省)	外来生物対策を含む事業者による生物多様性配慮の行動のための民間参画ガイドライン(第2版)の普及啓発を行い、事業者の取組を促進した。	実施済	継続	環境	自然	計画	主流化
90	4	2	(4)		生物多様性民間参画パートナーシップ等の事業者間の枠組みと連携・協力して、外来種対策を含め、経済社会における生物多様性の保全と持続可能な利用の主流化に向けた効果的な施策を実行します。(環境省)	民間参画パートナーシップ参加400社に対して実施された生物多様性に関するアンケートの結果を基に、事業者による生物多様性保全活動と対策を分析した。	進捗中	継続	環境	自然	計画	主流化
91	4	2	(4)		地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律に基づき市町村が作成する地域連携保全活動計画に沿った、地域の多様な主体の連携による外来種防除等の活動を支援します。(環境省)	地域の生物多様性の保全・再生に資する活動等を支援する「生物多様性保全推進支援事業」により、地域連携保全活動計画の策定の促進とともに、地域の多様な主体の連携による外来種防除等の活動の支援を行った。	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来

	笞			項 邦 3 排	目体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	步 状 況	後の取組	省名	部局	課	室
92	4	2	(4)		生物多様性保全推進支援事業による地域の外来種対策の支援を引き続き推進するとともに、地域の取組を支援する事業の拡充に努めるなど、地方自治体などが主体となった効果的な外来種対策を推進します。(環境省)	地域の生物多様性の保全・再生に資する活動等を支援する「生物多様性保全推進支援事業」を実施し、特定外来生物等の防除にかかる 取組に必要な経費の一部を交付することで地方自治体等が主体と なった外来種対策を推進した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
93	4	2	(4)		新たに自然再生を実施する場合は、外来種が侵入しにくい環境になるよう配慮 し、現在進行している自然再生においては、外来種を積極的に防除します。 (環境省、農林水産省、国土交通省)	自然再生推進法に基づく協議会が実施している自然再生事業において多くの対象地で外来種が問題となっており、外来種問題が顕著な協議会は、対策方法を検討するとともに多様な主体の参加による防除活動を実施した。	実施済	継続	環境	自然	計画	
93	4		(4)			いくつかの協議会において、オオクチバスの駆除等の活動を実施した。 国土交通省で実施する自然再生事業において、対象地区に外来種が			農水国交	大臣官房水管理・国	政策課河川環境	環境政策室
		_	( . /			生息していた場合には、適切に防除及び除去を実施した。				土保全局	課	
0	5	1			【現状】 ・地方自治体による国内由来の外来種を含む条例の作成数:13都道県 ・地方自治体による国内由来の外来種を含む侵略的外来種のリストの作成数: 13都道県     【目標(2020年(平成32年))】 ・地方自治体による国内由来の外来種を含む条例の作成数:47都道府県 ・地方自治体による国内由来の外来種を含む侵略的外来種のリストの作成数: 47都道府県	-	-	-	環境	自然	野生	外来
	5	2			外来種被害防止行動計画の策定及び我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれの ある外来種リストの作成により、国内由来の外来種への対応を含む事項につい て基本的な考え方を整理し、多様な主体の取組を促進します。(行動計画:環	行動計画及び外来種リストを作成し、遺伝的攪乱への対応を含む事項について基本的な考え方について普及啓発を行い、多様な主体に 取組の検討を促した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
94	5	2			境省、農林水産省、国土交通省/リスト:環境省、農林水産省) -	外来種リストの作成に参画し、地方農政局等にリストを送付した。			農水	大臣官房	政策課	環境政策室
	5	2				行動計画の作成に参画した。			国交			
95	5	2			国内由来の外来種が引き起こす被害や対応策について情報収集を行い、事例集を作成することで、被害や対応策の周知を図ります。(環境省)	外来種リスト作成にあたり、種類ごとに選定理由及び侵略性の評価、定着段階と定着段階ごとの対応目標、日本における分布状況、植物には特に問題となる地域・環境、利用されている種類には利用状況及び利用上の留意事項等の情報を整理し、被害や対応策の周知を図った。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
96	5	2		C	「我が国の生態系等に被害を及ぼすおそれのある外来種リスト作成基本方針」 を示すこと等により、地方自治体による侵略的外来種のリストの策定を促進します。 (再掲、環境省)	外来種リスト及び作成に用いた基本方針について、ウェブサイトで 公表し、地方自治体による侵略的外来種のリストの策定を促進し た。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
97	5	2			地域生態系の保全に配慮したのり面縁化工法として、表土利用工、自然侵入促進工、地域性種苗利用工について2013年(平成25年)1月にとりまとめ公表して おり、今後も継続した植生モニタリング調査による植生遷移の把握を行い、周辺環境に応じたのり面縁化工への活用を図ります。(再掲、国土交通省)	表土利用工、自然侵入促進工を施工したのり面を対象として、施工 後10年程度経過した植生モニタリング調査を行い、気候や施工条件 の違いにより成立する植生の把握を行った。	実施済	継続	国交	道路局	環境安 全・防災 課	0
98	5	2			2010年度(平成22年度)にとりまとめた「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き」を活用し、生物多様性保全に配慮した緑化工の 適用可能な場所においては、林道ののり面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、 遺伝子の攪乱を防ぐよう、自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組みます。(再掲、農林水産省)	林道の法面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、適用が可能な場所においては、自然進入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組んだ。	実施済	継続	農水	林野庁	計、整、治、業	0

	節		項 2		具体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	拨 状 況	俊 の取組	省名	部局	課	室
99	5	2		0	(案)」を成案化するため、2008~2012年度(平成20~24年度)に実施した	2015年に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。	実施済	継続	環境	自然	公園	0
100	5	2		0	小笠原諸島におけるアカギ等の国内由来の外来種を含む侵略的外来種等の駆除 による固有の森林生態系の修復など、国有林野の保護林等において新たな侵略 的外来種の侵入・拡散予防措置等を推進します。(再掲、農林水産省)	小笠原諸島において、アカギ等の国内由来の外来種を含む侵略的外 来種等の駆除による固有の森林生態系の修復などを実施した。	実施済	継続	農水	林野庁	経企	0
101	5	2		0	小笠原諸島世界自然遺産地域における、新たな侵略的外来種の侵入及び拡散を 防止する対策について、小笠原諸島世界自然遺産地域科学委員会の新たな外来 種の侵入・拡散防止に関するワーキンググループにおいて検討し、それらの結 果を踏まえ、関係機関との連携の下、必要な対策を実施します。(再掲、環境	ワーキンググループにおいて、リスクの高い新たな外来種の侵入経路を特定し、それぞれについて対策を検討した。ワーキンググループによる検討結果を踏まえた対策を実施した。	実施済	継続	環境	自然	計画	0
	5	2		0	省、農林水産省)	環境省と連携し取り組んだ。			農水	林野庁	経企	0
102	5	2		0	小笠原諸島父島に設置を予定している世界遺産センター(仮称)に、非意図的 導入を防止するための付着生物の除去等の外来種対策機能の整備について、検 討します。(再掲、環境省)	属島等に持ち込む資材の燻蒸・冷凍等の外来種対策の施設を備えた 世界遺産センターを設置した。	実施済	終了	環境	自然	計画	0
	5	2		0	白山国立公園や尾瀬国立公園等において、登山口への種子落としマットの設置 や侵略的外来種による生態系被害の普及啓発に資するパンフレットの作成など を引き続き実施します。 (再掲、環境省、農林水産省)	白山国立公園において、種子落としマットやブラシを設置するとと もに、ポスターを掲示する等して、公園利用者に協力を呼びかけを 行った。	実施済	継続	環境	自然	公園	0
103	5	2		0		環境省と連携し取り組んだ。 その他、白山国立公園内の治山工事に伴い資材等を搬入する工事用 車両のタイヤに付着する外来植物の種子を取り除くため、流水を利 用したタイヤ洗浄施設を設置した。			農水	林野庁	経企	0
0	6	1			【現状】 ・具体的な影響や保全を要する種や地域に関する科学的知見の集積が進んでおらず、対策を講じる範囲について評価することができていない。 【目標(2020年(平成32年))】 ・同種の生物の導入による遺伝的攪乱の具体的な影響や保全を要する種や地域に関する科学的知見の集積が進んでいる。	-	-	-	環境	自然	野生	外来
104	6	2			外来種被害防止行動計画の策定により、遺伝的攪乱への対応を含む事項について基本的な考え方について普及啓発を行い、多様な主体に取組の検討を促します(環境省)。	2015年に行動計画及び外来種リストを作成し、伝的攪乱への対応を含む事項について基本的な考え方について普及啓発を行い、多様な主体に取組の検討を促した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
105	6	2			同種の生物導入による遺伝的攪乱が引き起こす問題に関する事例を収集し、 ウェブサイトの掲載や配布により普及啓発を行います。 (環境省)	2015年に行動計画及び外来種リストを作成し、パンフレットをウェブサイトに掲載した。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
106	6	2		0	地域生態系の保全に配慮したのり面緑化工法として、表土利用工、自然侵入促進工、地域性種苗利用工について2013年(平成25年)1月にとりまとめ公表しており、今後も継続した植生モニタリング調査による植生遷移の把握を行い、周辺環境に応じたのり面緑化工への活用を図ります。(再掲、国土交通省)	表土利用工、自然侵入促進工を施工したのり面を対象として、施工後10年程度経過した植生モニタリング調査を行い、気候や施工条件の違いにより成立する植生の把握を行った。	実施済	継続	国交	道路局	環境安 全・防災 課	0
107	6	2		0	2010年度(平成22年度)にとりまとめた「林野公共事業における生物多様性保全に配慮した緑化工の手引き」を活用し、生物多様性保全に配慮した緑化工の適用可能な場所においては、林道ののり面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、遺伝子の攪乱を防ぐよう、自然侵入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組みます。(再掲、農林水産省)	林道の法面緑化や荒廃地の復旧等にあたって、適用が可能な場所においては、自然進入促進工や森林表土利用工等による緑化に取り組んだ。	実施済	継続	農水	林野庁	計、整、治、業	0

	節		項 2	項 3	再 具体的施策 掲	取組状況確認 (2018年3月現在)	捗 状 況	俊の取組	省名	部局	課	室
108	6	2			2007年度(平成19年度)に試行的に作成した「自然公園における法面緑化指針 (案)」を成案化するため、2008~2012年度(平成20~24年度)に実施した 「緑化植物による生物多様性影響メカニズム及び影響リスク評価手法」により 得られた研究成果等を踏まえ、「自然公園における法面緑化指針」の策定に向 けた検討を進めます。(再掲、環境省)	2015年に法面・斜面の緑化の望ましいあり方を示すものとして「自然公園における法面緑化指針」を策定・公表した。	実施済	継続	環境	自然	公園	0
109	6	2			第6次栽培漁業基本方針に基づき、「放流計画の策定、種苗の生産、放流等に当たっては、生物多様性の保全に努める」とともに、「外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから当面の間、行わない」としています。(農林水産省)	現行の第7次栽培漁業基本方針においても、「栽培漁業への外来生物の導入については、生態系に及ぼす影響が明確でないことから、行わない。」とした。	実施済	継続	農水	水産庁	栽培養殖課	
110	6	2			さけ・ます増殖事業についても、北太平洋の生態系との調和を図り、生物としてもつ種の特性と多様性を維持することに配慮して実施するとともに、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ます増殖事業を推進します。 (農林水産省)	北太平洋の生態系との調和を図り、種の特性と多様性を維持することに配慮するとともに、天然魚との共存可能な人工種苗放流技術の 高度化を図り、河川及びその周辺の生態系にも配慮した、さけ・ま す増殖事業を推進した。	実施済	継続	農水	水産庁	栽培養殖課	
111	6	2			種苗放流が遺伝的多様性に与えるリスクの評価と低減技術の開発については、2007年度(平成19年度)から2011年度(平成23年度)の5ヵ年で、農林水産技術会議の「新たな農林水産政策を推進する実用技術開発事業」において、水産総合研究センターを中心に関係県・大学が共同で実施(マダイ、ホシガレイを対象)しました。また、この成果等を踏まえ、適切な種苗放流について普及を行います。(農林水産省)	現行の第7次栽培漁業基本方針においても、「栽培漁業の実施に当たっては、国及び水産研究・教育機構が作成した「人工種苗放流に係る遺伝的多様性への影響リスクを低減するための技術的な指針」を種苗生産現場へ普及するとともに、生物多様性の保全との両立に努める」とした。	進捗中	継続	農水	水産庁	栽培養殖課	
112	6	2			遺伝的多様性に配慮しつつ、渓流の天然魚を増やすための手法を開発し、パンフレット等により漁業者に周知します。 (農林水産省)	平成29年度にパンフレット「渓流魚の効果的な増殖方法」を作成 し、都道府県、全国各地の内水面漁連へ配布したほか、水産庁HPに その他関係するパンフレットを公開した。	実施済	継続	農水	水産庁	栽培養殖課	
113	6	2			遺伝的多様性と地域固有性を確保した海草類・二枚貝の移植を推進します。 (農林水産省)	漁業者等が水産多面的機能発揮対策として種苗放流や移植を行う場合、外来種被害防止行動計画等を踏まえるよう、実施マニュアル等に記載して広く配布するとともに、各種会議において周知した。	実施済	継続	農水	水産庁	計画課	
0	7	1			【現状】 ・侵略的外来種に関する分布情報は限定的である。 ・侵略的外来種に関する効果的な防除手法が不足している。 【目標(2020年(平成32年))】 ・主要な侵略的外来種についてリアルタイムな分布情報を把握し、ウェブサイト上で公開する。 ・主要な侵略的外来種に関する効果的な防除手法を確立する。	-	-	-	環境	自然	野生	外来
114	7	2			1973年度(昭和48年度)から実施している自然環境保全基礎調査を引き続き実施し、速報性の向上に努めつつ、アライグマ等の外来種の状況を踏まえた国土の生物多様性の現況把握や変化状況の監視を進めます。(環境省)	アライグマ、ハクビシン、ヌートリアの最新の分布状況をとりまと めるなど、外来種を含む動植物種の現況把握や変化状況の監視を進 めた。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
115	7	2			「モニタリングサイト1000」事業の一部として、外来哺乳類や外来鳥類、高山帯のマルハナバチ類を含め、各生態系の指標となる生物種の個体数の変化等のデータを収集し、指標生物群の種組成や個体数等を定量的に調査します。(環境省)	全国の調査地において、外来種を含む各生態系の指標となる生物種の定量的データを年間20万件以上収集し、その調査結果を発信した。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
116	7	2			「河川水辺の国勢調査」の一環として、河川水辺における外来種の分布情報を河川環境データベース(http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/)で検索・閲覧できるようにします。(国土交通省)	国土交通省管理の全国の一級河川において、河川の把握を目的として河川水辺の国勢調査を実施しており、外来種を含む調査結果は、河川環境データベースを通して広く公開した。	実施済	終了	国交	水管理・国 土保全局	河川環境課	

	節	頁 項 l 2	項 2	 ·	取組状況確認 (2018年3月現在)	步 状 況	俊の取組	省名	部局	課	室
117	7	2		環境省と公益社団法人日本動物園水族館協会で2014年(平成26年)5月22日に協定を結びました。連携を強化することにより、動物園や水族館による各機関の特色を活かした外来種に係る普及啓発を更に推進させるとともに、必要に応じて公益社団法人日本動物園水族館協会に加盟する園館の協力を得て、種の同定や防除に係る助言を得るなど、外来種対策を実施します。(再掲、環境省)	協定に基づき、公益社団法人日本動物園水族館協会と合同で環境イベントや動物愛護イベントに参加し、外来種問題やベットの適正飼養等に関する普及啓発を行った。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
118	7	2		分布情報を主体とする生物多様性情報をインターネット上で効率的に集め、提供するためのウェブサイト(愛称:「いきものログ (http://ikilog.biodic.go.jp/)」)を通じ、さまざまな関係機関・専門家・一般市民から外来種等の目撃情報を収集する市民参加型調査を実施します。市民参加型調査の結果とともに、環境省が実施した自然環境保全基礎調査等で得られた外来種等の情報を、地図情報やGIS情報として配信していくことで、生物多様性情報の相互利用、共有化を促進します。(環境省)	査の実施を促進した。また、自然環境保全基礎調査等で得られた外 来種等の情報を一元的に収集・提供することを通じて、生物多様性 情報の相互利用、共有化を促進した。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
119	7	2		「いきものログ(http://ikilog.biodic.go.jp/)」等で地域において初めて確認された生物や全く知見のない生物が確認された場合に収集した情報を基に、学会等の協力を得る等により種の同定や早期の対応策を検討するなどの体制を構築することについて検討します。(環境省)	「いきものログ」では、外来種等の見慣れない動植物が見つかった場合の種名調べ(同定)を支援するサービスを提供している。また、日本哺乳類学会において有識者とともに自由集会を開催するなど、協力体制の構築を進めた。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
120	7	2		環境省で整備している生物多様性情報システム (J-IBIS) は、自然環境保全基礎調査やモニタリングサイト1000の調査結果など、外来種を含めた自然環境情報をインターネットを通じて広く提供しています。今後は、環境省が保有する情報に加えて、地方自治体や民間団体、一般市民が主体となって実施される自然環境調査の成果についても一元管理・提供するための新たなシステムを構築します。(環境省)	さまざまな関係機関・専門家・一般市民から動植物の情報を収集する「いきものログ」や自然環境情報を発信している「インターネット自然研究所システム」をH27年度に統合して、より使いやすい生物多様性情報システム (J-IBIS)を提供した。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
121	7	2		「いきものログ(http://ikilog.biodic.go.jp/)」や「河川環境データベース(http://mizukoku.nilim.go.jp/ksnkankyo/)」、国立環境研究所による「侵入生物データベース(http://www.nies.go.jp/biodiversity/invasive/)」等の情報基盤システムについて、データの相互利用等の連携を進めます。(環境省、国土交通省)	「いきものログ」と国立研究開発法人海洋研究開発機構 (JAMSTEC) によって構築・運用されている「BISMaL (Biological Information System for Marine Life) 」とで生物名情報の相互提供を進めた。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
	7	2			国土交通省管理の全国の一級河川において、河川の把握を目的として河川水辺の国勢調査を実施しており、外来種を含む調査結果は、河川環境データベースを通して広く公開した。			国交	水管理・国 土保全局	河川環境課	
122	7	2		国や都道府県等の自然系(自然環境保全、野生動植物保全の分野等)の調査研究を行っている機関相互の情報交換、情報共有化を促進し、ネットワークの強化等を図っていくこと、科学的情報に基づく自然環境施策の推進に寄与することを目的として、年1回以上の自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)を引き続き開催します。各構成機関における、外来種を含めた調査研究・活動事例の発表等を通じて情報の共有化を図ります。(環境省)	する研究を含めた発表を通して、地方自治体や構成機関を含めた自 然系調査研究機関と情報の交換・共有を図った。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
123	7	2		今後の防除をより効果的、効率的なものにするため、これまで作成された各種 外来種に関する防除マニュアルを整理しウェブサイトで公開することを検討す るとともに、防除の取組事例もウェブサイト等で情報提供を進めます。 (環境 省)	防除マニュアルをウェブサイトでとりまとめて公表した。 https://www.env.go.jp/nature/intro/3control/tebiki.html	実施済	継続	環境	自然	野生	外来
124	7	2		環境研究総合推進費等により、取組が不足している分野(第1部第2章第1節 7参照)について調査研究を推進します。(環境省)	外来種の効率的な防除技術の開発等を実施し、調査研究を推進し た。	実施済	継続	環境	自然	野生	外来

	節	項 1	項 2	項 評 3 対	具体的施策	取組状況確認 (2018年3月現在)	步 状 況	俊 の取組	省名	部局	課	室
125	7	2			農林水産業・食品産業科学技術研究推進事業により、研究課題「新規侵入害虫 チュウゴクナシキジラミの拡散防止と被害軽減技術の開発」を実施していると ころであり、引き続き、侵略的外来種の防除と管理に係る調査研究等を推進し ます。(農林水産省)	チュウゴクナシキジラミの分布範囲、生活環を明らかにし、有効な薬剤を選択する等の成果を得て、平成26年度に研究課題を終了した。	その他	終了	農水	技術会議	研究推進課	産学連携室
126	7	2			病虫獣害による森林被害を防ぎ、生物多様性保全に配慮した持続可能な森林管理を行うための技術を開発することを目的とした「森林の生物多様性の保全と評価・管理・利用技術の開発」の重点課題の中で外来種対策研究を実施します。(農林水産省)	国立研究開発法人 森林研究・整備機構の2016年度以降の新たな中長期計画において、生物多様性保全等の森林の多面的機能の評価及び管理技術の開発、および環境低負荷型の総合防除技術の高度化を目標とした「生物多様性の保全等に配慮した森林管理技術の開発」の戦略課題の中で外来種対策研究を実施した。	実施済	継続	農水	林野庁	研指	
127	7	2			外来魚を抑制管理する手法について、現在の手法では防除が困難な水深の深い場所で産卵するオオクチバスの効果的な繁殖抑制技術及び電気ショッカー法により対象外来種を効果的に駆除する技術を開発します。 (農林水産省)	平成24年度から、効果的な外来魚抑制管理技術開発を行った。	進捗中	継続	農水	水産庁	栽培養殖課	
128	7	2			外来種の分布や影響やその防除等の調査研究を実施している地方自治体の機関 同士の情報共有・連携をさらに深めるため、自然系調査研究機関連絡会議 (NORNAC)等の取組をより拡大・充実させます。(環境省)	自然系調査研究機関連絡会議(NORNAC)の構成機関数は54機関に拡大し、外来種に関するものを含めた情報を地方自治体や研究機関と共有し連携を充実させた。	実施済	継続	環境	生物多様性センター		
0	8	1			【現状】 ・愛知目標の個別目標9の達成のための外来種被害防止行動計画を策定 【目標(2020年(平成32年))】 ・我が国における愛知目標の個別目標9を達成するまでの取組の成果を締約国会議等の国際会議で公表する。	-	-	-	環境	自然	野生	外来
136	8	2			生物多様性条約 (CBD) 、ワシントン条約 (CITES) 、国際獣疫事務局 (OIE) 、国際植物防疫条約 (IPPC) といった、外来種と関連の深い国際機関や 条約に基づく、国際連携を推進します。 (環境省、農林水産省、国土交通省)	生物多様性条約締約国会議における愛知目標等に関する議論に参加 したほか、関係する条約の議論に参画し情報把握に努めた。	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
	8	2			→ 宋約に奉づく、国際連携を推進します。(環境有、展Mが生有、国工父題有) 	関係する国際会議に参加。			農水	大臣官房	政策課	環境政策室
-	8	2				関係の深い条約の議論について情報把握に努めた。	中华文	√n/- √±	国交	総合政策局	.,.,.	四班上和中
137	8	2		C	船舶パラスト水規制管理条約の実施に関する課題(寄港国による監督(PSC)実施の際のパラスト水のサンプリング・分析方法の確立等)を解決するためのIMO における国際的な議論に引き続き積極的に参加し、条約の発効と実施に貢献します。(再掲、国土交通省、環境省)		<b>美</b> 施済	种生物元	国交	海洋政策課、海事局	海洋・環 境政策課	環境渉外室
137	8	2		C		2016年に条約の発効要件が満たされ、1年後の2017年に条約が発効 した。「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」の一部改正 (平成26年に公布済み)が、条約発効日(2017年9月8日)から施行 された。			環境	水	水環境課	海洋環境室
138	8	2			我が国の在来種が海外で侵略的外来種として被害を与えることを抑制、低減させるため、海外で侵略的な在来種に関する情報を収集し、それらについて国内で広く普及啓発を実施します。 (環境省)	普及啓発イベントでの講演や自治体向け講習において、海外で侵略的な在来種に関する情報を発信した。	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来
139	8	2			国外由来の寄生生物や感染症を引き起こす病原体による生態系への影響を抑制、低減するため、これらの情報を把握して、広く普及啓発を行います。(環境省)	OIE関係府省連絡会議に参画するなどして、情報把握に努めた。	進捗中	継続	環境	自然	野生	外来